



KATO TRANSPORT CO., LTD.

2018.10.12



SAILING SCHEDULE OSAKA TO MANILA

VESSEL (Voyage) ※VIA PUSAN	大阪 (Osaka)	BOOKING CUT	CFS CUT	MANILA (South)
PEGASUS PACER V.1831W	10/26 (FRI)	10/22 (MON)	10/24 (WED)	11/11 (SUN)
PEGASUS PACER V.1832W	11/2 (FRI)	10/29 (MON)	10/31 (WED)	11/18 (SUN)
PEGASUS PACER V.1833W	11/9 (FRI)	11/5 (MON)	11/7 (WED)	11/25 (SUN)
PEGASUS PACER V.1834W	11/16 (FRI)	11/12 (MON)	11/14 (WED)	12/2 (SUN)
PEGASUS PACER V.1835W	11/23 (FRI)	11/19 (MON)	11/21 (WED)	12/9 (SUN)



(ブッキング窓口)

加藤運輸(株) 海運営業部
〒541-0054 大阪市中央区南本町4丁目1番8号
アルテビル南本町6階
TEL: 06-6253-6688 FAX: 06-6251-8622
担当: 室木

(貨物搬入場所)

加藤運輸(株) 築港第二突堤保税上屋
(NACCS CODE: 4AW89)
〒552-0022 大阪市港区海岸通3丁目4-55
TEL: 06-6573-6931 FAX: 06-6572-7332
担当: 高原/ 稲田

・ PHILIPPINESの輸入申告について

課税標準価格	関税行政令(Customs Administrative Order: CAO)第4-2004号に従い、原則として、CIF価格に相当する取引価格を基に計算される。 取引価格で計算できない場合は、同一品の取引価格などを基に計算される。
輸入税金等	1. 最恵国(MFN)税率 2. 自由貿易協定(FTA)、経済連携協定(EPA)の適用税率
その他	付加価値税(VAT、12%)、物品税など。 さらに国内消費用に輸入される煙草、蒸留酒、ワイン、自動車、鉱物製品などは、関税のほかに物品税を支払わなければならない。 木材梱包材はSPM NO.15の則する。又、関税事後調での書類保存期間は輸入取引日から3年。 ※PEZA(フィリピン経済特区)登録企業への輸入については通関等の手続きが簡素化されます。(2005年7月7日開始) 尚、輸入禁制品、確認が必要とされる規制、加工食品、検査が必要な品目、経済特区PEZA以外への輸出の場合には、輸入申告の際に許可までの時間が掛かること、誤申告へのペナルティ、税関職員毎の見解相違に注意が必要です。

- ・ (一貫輸送) ドアデリバリーもお引き受け致します!!
- ・ スケジュールは変更になる場合がございます。